

連 結 事 業 年 度 等	・	・	法人名
---------------	---	---	-----

外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額等の控除額及び
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳

法人税	外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表十七(三の十二)「7」)	11		地方 法人 税	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額 (別表十七(三の十二)「8」と(38)のうち少ない金額)	39		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12			仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	41		
法 人 税 額 の 計 算								
連結親法人が中小法人の場合 その人の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	50	000	(50)の15%相当額	54			
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (50)	51	000	(51)の23.4%又は23.2%相当額	55			
	連結所得金額(1) (50) + (51)	52	000	法人税額 (54) + (55)	56			
その人の場合	連結所得金額 (1)	53	000	法人税額 (53)の23.4%又は23.2%相当額	57			
地 方 法 人 税 額 の 計 算								
	連結所得の金額に対する法人税額 (33)	58	000	(58)の4.4%相当額	60			
	課税連結留保金額に対する法人税額 (34)	59	000	(59)の4.4%相当額	61			
こ の 申 告 が 修 正 申 告 で あ る 場 合 の 計 算								
法人税額の計算	この申告前の	連結所得金額又は連結欠損金額	62		地方 法人 税 額 前 の 計 算	連結所得の金額に対する法人税額	70	
		課税土地譲渡利益金額	63			課税連結留保金額に対する法人税額	71	
		課税連結留保金額	64			課税標準法人税額 (70) + (71)	72	000
		法人税額	65			確定地方法人税額	73	
		還付金額	66	外		中間還付額	74	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (10 - (65))若しくは(10 + (66))又は((66) - (28))	67	外	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	75		
	この申告前の	連結欠損金の当期控除額	68		この申告により納付すべき地方法人税額 (44 - (73))若しくは((44) + (74) + (75))又は(((74) - (45)) + ((75) - (45)の外書))	76	00	
	翌期へ繰り越す連結欠損金	69						